

第二十号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例
江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「若しくは」を「又は」に改める。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自らの印鑑登録の証明を受けようとする場合において、本人であることを確認できる書類を提示するときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

印鑑登録者が自らの印鑑登録証明書の交付を申請する場合において、本人確認書類を提示することにより印鑑登録証の提示を省略できることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。